

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

出雲市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

島根県出雲市長

## 公表日

平成30年6月6日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務							
①事務の名称	個人住民税に関する事務						
②事務の内容	地方税法(昭和25年法律第226号)、その他の地方税に関する法律及び条例に基づく、個人住民税の課税に関する事務 1 課税資料の個人特定事務 2 個人住民税課税対象者の判定事務 3 個人住民税の税額算定事務 4 納税通知書の発送事務 5 個人住民税に関する証明書発行事務 6 確定申告支援事務 7 個人住民税の減免事務 8 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書等の受理 9 納税管理人の指定						
③対象人数	[ 10万人以上30万人未満 ] <table style="display: inline-table; vertical-align: top; margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満
<選択肢>							
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満						
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満						
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム							
システム1							
①システムの名称	個人住民税システム						
②システムの機能	1 納税者管理機能 課税権のある住民に関する情報を管理する。 2 当初資料管理機能 給与支払報告書や確定申告書等の当初賦課資料の個人特定及び管理を行う。 3 課税情報管理機能 当初賦課資料より賦課した所得・控除・税額等の情報を管理する。 4 期割情報管理機能 個人市・県民税額の徴収方法や納期・納期毎の税額の情報を管理する。 5 扶養情報管理機能 当初賦課資料等から把握できる扶養関係の情報を管理する。 6 通知書発行機能 納税通知書や課税明細書といった通知書を発行する。 7 課税・非課税証明書発行機能 課税・非課税証明書を発行する。						
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合宛名システム、コンビニ交付システム )						
システム2							
①システムの名称	課税資料参照システム						
②システムの機能	課税資料参照機能 給与支払報告書、確定申告書、住民税申告書、引継ぎ資料等の紙資料のイメージデータを個人の情報(氏名、生年月日、宛名番号等)で参照を行う。						
③他のシステムとの接続	[ ] 情報提供ネットワークシステム      [ ] 庁内連携システム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [ ] 既存住民基本台帳システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等      [ ] 税務システム [ ] その他 ( )						



システム5	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有期間内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、統合DB及び既存住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 団体内統合宛名システム )
システム6	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 利用者データの審査・管理機能 利用者のデータを管理する。</p> <p>2 申告・申請・届出データの審査・管理機能 給与支払報告書及び年金支払報告書の電子データを管理する。</p> <p>3 特別徴収税額データの連携機能 給与所得者又は年金所得者の税額データを送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )
システム7	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<p>1 国税庁とのデータ連携機能 国税庁から送信されてくる、課税に関する情報を管理する。</p> <p>2 他自治体とのデータ連携機能 他自治体から送信されてくる、課税に関する情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税課税情報データベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 給与支払報告書の提出者 2 公的年金支払報告書の提出者 3 確定申告書・住民税申告書の提出者
その必要性	課税資料をもとにした適切な課税を行う必要があるため
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 個人番号 対象者の正確な特定、及び提出された資料に記載された情報保有</li> <li>2 その他識別番号 庁内システムにおける対象者の正確な特定のため</li> <li>3 4情報 個人特定時の真正性確認のため</li> <li>4 連絡先 対象者が特定できなかった場合の連絡先として保有</li> <li>5 国税関係情報及び地方税関係情報 賦課実施のための根拠として保有</li> <li>6 生活保護関係情報及び障害者関係情報 正確な賦課実施のための判断情報として保有</li> <li>7 年金特徴関係情報 年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	財政部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 国税庁、各給与取扱法人等 ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他自治体 ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( 各給与取扱法人等 ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 国税連携システム、電子データ 等 )								
③使用目的 ※	正確な賦課決定を行うための資料や情報の管理のため								
④使用の主体	使用部署	市民税課、収納課、資産税課、平田支所市民福祉課、佐田支所市民サービス課、多伎支所市民サービス課、湖陵支所市民サービス課、大社支所市民サービス課、斐川支所市民福祉課							
	使用者数	[ 100人以上500人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	1 賦課決定に関する事務 (1) 提出された資料を個人特定し、対象者毎に資料を一本化する。 (2) 記載された所得・控除等情報から住民税額を算出し、当年度の賦課決定を行う。 (3) 生活保護対象者や障害者である場合には、必要に応じて控除額の変更や非課税判定を行う。 2 扶養調査に関する事務 (1) 提出された資料に記載されている扶養者の情報をもとに、重複扶養や誤った扶養控除申請がないかの調査を行う。 (2) 未申告調査の対象かどうかの判断において、他対象者に扶養されているかどうかの確認を行う。 3 徴収方法判断に関する事務 (1) 給与支払報告書の提出有無や確定申告書の記載内容をもとに、賦課決定した住民税の徴収方法を判断する。 (2) 前年の賦課状況を参照し、必要に応じて当年度の徴収方法の変更を実施する。								
情報の突合	1 申告資料に記載された国税関係情報及び地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1, 2, 3】 2 障害者関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】 3 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記1】								
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 4 ) 件	
<b>委託事項1</b> 資料のデータ化代行		
①委託内容	各紙資料をデータ化する作業の代行	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社島根情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2</b> 運用保守業務		
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社島根情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b> 納税通知書印刷代行		
①委託内容	納付書・納税通知書の印刷の代行	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社島根情報処理センター	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	



5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 5 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	番号利用法第19条第7号別表第二に定める情報照会者
①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号別表第二
②提供先における用途	番号利用法第19条第7号別表第二に定める各事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③「対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	特別徴収義務者として指定した給与支払者
①法令上の根拠	番号利用法第19条第1号
②提供先における用途	従業員の給与から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	個人番号、4情報、個人住民税特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	出雲市の個人住民税の納税義務者のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( CD-ROM等 )
⑦時期・頻度	当初賦課決定時(5月)及び賦課更正時

<b>提供先3</b>	特別徴収義務者である年金保険者
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号
②提供先における用途	公的年金から個人住民税を特別徴収する
③提供する情報	個人番号、4情報、個人住民税特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③「対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( LGWAN回線 )
⑦時期・頻度	当初賦課決定時(7月)及び賦課更正時
<b>提供先4</b>	国税庁長官
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号
②提供先における用途	国税に関する調査
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③「対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 個人住民税システム(閲覧) )
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

<b>提供先5</b>	他の市町村長
①法令上の根拠	番号利用法第19条第8号
②提供先における用途	個人住民税の課税資料
③提供する情報	個人番号、4情報、地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 1万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	2. ③「対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	課税資料の提出時期及び随時
<b>移転先1</b>	出雲市市長部局の各課
①法令上の根拠	番号利用法第9条第1項
②移転先における用途	出雲市市長部局の各課が行う事務のうち、番号利用法第9条第1項別表第一に定める各事務
③移転する情報	その他識別情報(内部番号)、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	2. ③「対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
<b>6. 特定個人情報の保管・消去</b>	
保管場所 ※	市庁舎内のサーバールームへ設置しており、サーバールームへは入退室管理を行っている。 サーバラックは施錠管理されており、サーバへのアクセスはID/パスワードで管理されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
<b>7. 備考</b>	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 基本情報データ			
・年度	・世帯番号	・宛名番号	・生年月日
・徴収区分	・指定番号	・受給者番号	・資料区分
・申告区分	・非課税区分	・未成年区分	
2. 所得情報データ			
・営業所得金額	・農業所得金額	・肉用牛所得金額	・不動産所得金額
・土地事業雑所得金額	・一時所得金額	・一時特別控除前額金額	・給与収入金額
・給与所得金額	・専従者給与収入金額	・給与特定支出金額	・公的年金収入金額
・公的年金以外の雑所得金額	・年金所得金額	・総合短期譲渡所得金額	・総合長期譲渡所得金額
・総合短期譲渡特別控除前額金額	・総合長期譲渡特別控除前額金額	・株式譲渡所得(上場分)金額	・株式譲渡所得(非上場)金額
・配当所得金額	・配当所得(外貨建以外)金額	・配当所得(外貨建等)金額	・配当所得(配当控除非該当)金額
・配当上場(分離分)金額	・分離短期譲渡所得一般分金額	・分離短期譲渡一般分特別控除前額金額	・分離短期譲渡所得軽減分金額
・分離短期譲渡軽減分特別控除前額金額	・分離長期譲渡所得一般分金額	・分離長期譲渡一般分特別控除前額金額	・分離長期譲渡所得軽減分金額
・分離長期譲渡軽減分特別控除前額金額	・分離長期譲渡所得特定分金額	・分離長期譲渡特定分特別控除前額金額	・先物取引所得金額
・山林所得金額	・退職所得金額	・変動所得金額	・利子所得金額
・繰越損失計金額	・繰越損失内(配当)金額	・繰越損失内株式譲渡金額	・繰越損失内先物取引金額
・純損失金額	・合計所得金額	・被扶養区分	・0円申告区分
・家屋敷課税区分			
3. 控除情報データ			
・雑損控除	・医療費控除	・社会保険料控除	・小規模企業共済等掛金控除
・生命保険料控除	・生命保険料支払額	・個人年金保険料支払額	・介護医療保険料支払額
・地震保険料控除	・長期損害保険支払額	・配偶者控除	・配偶者特別控除
・特定扶養控除	・老人扶養控除	・その他扶養控除	・特定扶養数
・老人扶養数	・同居老親数	・その他扶養数	・16歳未満扶養数
・特別障害者扶養控除	・同居特別障害者扶養控除	・その他障害者扶養控除	・特別障害者数
・同居特別障害者数	・普通障害者数	・特別障害者控除(本人)	・その他障害者控除(本人)
・寡婦控除	・特別の寡婦控除	・寡夫控除	・勤労学生控除
・専従者(配偶者)	・専従者(配偶者以外)	・専従者給与控除額	・配偶者の合計所得
・寄附金控除	・都道府県、市区町村分寄附金額	・都道府県、市区町村分寄附金特例控除額	・日赤支部分寄附金額
・条例指定(都道府県)寄附金額	・条例指定(市町村)寄附金額	・共通条例指定寄附金額	・基礎控除
・青色申告	・白色申告		
4. 課税情報データ			
・総所得金額分課税標準額	・土地等の事業・雑所得金額分課税標準額	・分離短期(一般)所得金額分課税標準額	・分離短期(軽減)所得金額分課税標準額
・分離長期(一般)所得金額分課税標準額	・分離長期(特定)所得金額分課税標準額	・分離長期(軽減)所得金額分課税標準額	・分離長期(軽減)所得金額分課税標準額
・株式所得金額分(未公開分)課税標準額	・山林所得金額分課税標準額	・退職所得金額分課税標準額	・先物取引所得金額分課税標準額
・株式所得金額分(上場分)課税標準額	・配当上場(分離分)課税標準額	・合計分課税標準額	・均等割額
・所得割額	・調整控除額	・配当控除額	・住宅借入金等特別控除
・寄附金税額控除額	・税額調整額	・譲渡割前所得割額	・配当割額控除額
・株式等譲渡所得割額控除額	・譲渡割後所得割額	・控除不足額	・外国税額控除
・合計年税額	・免税額	・減免額	・所得変動による減額措置額
5. 期割情報データ			
・給与特徴	6月, 7月, 8月, 9月, 10月, 11月, 12月, 1月, 2月, 3月, 4月, 5月		
・年金特徴	4月, 6月, 8月, 10月, 12月, 2月		
・普通徴収	1期, 2期, 3期, 4期, 現年随時期1, 現年随時期2, 現年随時期3, 現年随時期4		
6. 1月1日住登データ			
・宛名番号	・世帯番号	・氏名	・住所
・生年月日	・性別	・続柄	・世帯主名
7. 年金特徴管理データ			
・特別徴収義務者コード	・年金コード	・氏名	・生年月日
・住所	・性別	・特別徴収税額	





6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
8. 監査	
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	1 職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 3 違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。  <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	出雲市 総務部 総務課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 Tel 0853-21-6756
②請求方法	出雲市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	出雲市 財政部 市民税課 〒693-8530 出雲市今市町70番地 Tel 0853-21-6898
②対応方法	問合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年12月3日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他(団体内統合宛名システム)	その他(団体内統合宛名システム、コンビニ交付システム)	事前	
平成29年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称		コンビニ交付システム	事前	
平成29年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能		1 証明書作成・発行機能 所得・課税証明書等証明書様式による証明書を作成し、コンビニエンスストア等の多機能端末器(マルチコピー機)で発行する。 2 個人住民税システム連携機能 所得・課税証明書の記載等の際、個人住民税システムとデータの受け渡しを行う。 3 利用者用電子証明書シリアル番号連携機能 個人番号カードの認証に用いる利用所用電子証明書シリアル番号を住基GWサーバより受信する。 4 利用者情報連携・管理機能 個人住民税システムと連携し、証明書発行履歴、発行資格の管理を行う。	事前	
平成29年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ③他のシステムとの接続		[○]既存住民基本台帳システム [○]税務システム [○]その他(住基GWサーバ)	事前	
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事後	
平成29年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民税課、収納課、資産税課、平田支所市民福祉課、佐田支所市民サービス課、多伎支所市民サービス課、湖陵支所市民サービス課、大社支所市民サービス課、斐川支所市民生活課	市民税課、収納課、資産税課、平田支所市民福祉課、佐田支所市民サービス課、多伎支所市民サービス課、湖陵支所市民サービス課、大社支所市民サービス課、斐川支所市民福祉課	事後	

